

最後に、会計年度任用職員の処遇について質問します。

この間、会計年度任用職員の賃金については改善が図られてはきましたが、まだ課題は多く残されています。総務省から今年8月に出された会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアルには、給与決定の考え方として、常勤職員と同様、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考え方に基づき、決定すべきであるとあります。

そこで、お伺いします。

制度開始当初は設定されていなかった勤勉手当の支給や賃金の4月に遡っての決定が実施されるようになりましたが、本市においての実施状況を教えてください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 会計年度任用職員の処遇についてお答えいたします。

まず、勤勉手当につきましては、令和6年度から週35時間以上勤務の会計年度任用職員に対して、勤務成績に応じて支給しております。

次に、賃金の遡及改定につきましては、本市における会計年度任用職員の給料の額は、新居浜市会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則に基づき、当該職員が任用された日の属する年度の初日において施行されている給料表を基に決定し、あらかじめその額を提示した上で任用していることから、遡及改定は実施しておりません。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 勤勉手当の月数を教えてください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 片平議員さんの再質問にお答えいたします。

本市における勤勉手当の支給月数でございますが、昨年度の12月におきましては1.0月を支給いたしました。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇）

1.025月は、常勤職員の半分ですよね。勤勉手当は半分、4月遡及もしていない。その理由については、ルールだからということですけども、県内他市の状況はどうなっているか御存じでしょうか。分かったら教えてください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 片平議員さんの再質問にお答えいたします。

県内他市の状況についてのお問合せかと思えます。県内には11市ございますが、そのうち6市につきましては、昨年度の段階で人事院勧告に準拠し、遡及改定を行っております。残る5市につきましては、準拠した形にはなってございません。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 今、勤勉手当の状況については答えがありませんでしたけれども、私が調べたところでは、勤勉手当が一月というのは新居浜市だけなんですよね。ほかのところは全て二月になっております。そして、4月遡及もしていない。総務省の通知にも、期末手当の支給額、勤勉手当の支給額について、常勤職員の取扱いとの権衡等を

踏まえて定める必要がある、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当、勤勉手当の支給について抑制を図ること等は、改正法の趣旨に沿わず適切ではないとあります。この総務省の通知について、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 片平議員さんの再質問にお答えいたします。

総務省の通知について、どのように考えているかということでございました。まず、その常勤職員との権衡を取るという部分についてでございますけども、新居浜市の場合は、会計年度任用職員の職責と正規職員あるいは短時間再任用職員も含めてでございますが、その者との権衡を踏まえて、適正であると考える月数に決めておるといふ考え方でございます。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 法の趣旨にのっとった適切な改善というのが必要だと思うんですよね。以前、期末手当の改善では、県内で大きく後れを取りました。勤勉手当では、今や新居浜市だけ、県内他市の半分です。4月遡及でも既に後れを取っています。会計年度任用職員が自信と誇りを持って働けるよう、職場の職務遂行に欠かせない重要な存在ですので、早期の改善を求め、質問を終わります。